

## EU（英国、ドイツ、フランス）での食品流通

### ●動植物検疫上の制度

#### 植物検疫上の手続

①生産地、生産方法などの規制・・・・・・・・・・なし

②輸出時に必要な検査・手続

輸入に際して特別な条件があり、日本の植物防疫所の輸出検査が必要なもの

- すべての栽培用植物（苗、穂、葉、枝）
- 以下の球根類
  - スイセン属（例：水仙）、チューリップ属の球根（小売用を除く）
- 以下の栽培用種子
  - イネ、インゲン属（例：インゲン豆）、キイチゴ属（例：ラズベリー）、トマト、ヒマワリ、アルファルファ、ワタ属（例：綿）
- 以下の生果実・野菜（凍結植物を除く）
  - カラタチ属、カンキツ属、キンカン属及びこれら柑橘類の属間雑種
- 以下の樹皮、木材
  - サトウカエデ、コナラ属（例：コナラ）、ヤマナラシ属（例：ハコナラシ）、プラタナス属、クリ属、針葉樹等

日本の植物防疫所の輸出検査が必要なもの

- 前項の「輸入に際して特別な条件が要求され、日本の植物防疫所の輸出検査が必要なもの」以外の球根類
- 以下の種子
  - エゾネギ（アサツキ）、タマネギ、トウモロコシ、リーキ、イネ属、サクラ属、トウガラシ属、ナス科
- 以下の生果実・野菜（凍結植物を除く）
  - カキ属、カリン属、コケモモ属（例：ブルーベリー）、スグリ属（例：グーズベリー）、ナシ属等

#### 動物検疫上の手続

①生産地、生産方法などの規制・・・・・・・・・・なし

②輸出時に必要な検査・手続

日本の動物検疫所の輸出検査が必要なもの

- 家畜伝染病予防法第37条第1項に掲げるものであって、農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの  
（偶蹄類の動物、馬、鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、犬、兎、みつばち、それらの動物の肉、骨、毛等）
- EUが、輸入にあたり、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無について日本の検査証明書を必要としているもの

③相手国の輸入時の検査・手続

- 獣医による検査（輸入水産物は遅くとも到着24時間前に検査申請を行わなければならない）
- EU委員会規則97/78/ECに従った以下の検査 書類検査
  - 貨物確認検査 物理的検査

## ●衛生基準上の制度

- ・農林水産物・食品の輸入における検査  
食用認可種、含有成分および許容菌数について検査
  - 以下に関する検査  
食用認可海草種（のり、わかめ） 海  
草内含有成分（のり、わかめ）  
許容菌数（のり、わかめ、その他植物）
  - 水産物の輸入に関する衛生証明  
水産物については、輸入時に衛生証明書の添付が必要とされる。
- ・残留農薬への規制  
EU委員会指令2001/22/EC、EU委員会指令2002/69/EC、EU委員会指令1425/2003  
(鉛、カドミウム、水銀、ダイオキシン又はダイオキシンに類似したPCB含有量に関する規則)
- ・生産方法に関する基準（GAP、HACCP、施設登録）  
HACCP、ISO規格、GAP
- ・個別品目に関する規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・特になし

## ●輸入許可に関する制度

輸入における許可制度

EU共通輸入規則

- ① CAPによる輸入免許
- ② 水産物の場合 日本産の水産物のEU域内への輸入に関するEU委員会決定}
- ③ EU「認定施設に係わる手続」

## ●表示上の制度

### ★原産地表示

EU委員会規則第206/2001号（水産物種の販売名、生産方法、生産地などの表示に関する規則  
食品表示の義務  
EU委員会は1970年代からEUレベルでの食品表示に関する規制の一本化を図っている。  
現行規定は以下のとおり。

### ①一般的な食品の表示

規制根拠:EC指令00/13号

EUレベルで各国に適用されている一般的な食品表示に関する規制はEEC指令79/112号を軸に多くの修正が行われてきた。

規制の対象	指令	修正
食品のラベル表示、広告等に関する規制	EC指令00/13号(2000年3月20日付)	01/101/EC, 02/67/EC, 03/89/EC

### ②特定の表示事項

EEC指令79/112号を補う形で以下のような指令がある。

規制の対象	指令	修正
栄養食品の加盟国における表示の統一に関する規制	EEC指令第89/398号(89年6月30日付)	96/84/EC 99/41/EC, 03/1882/EC
栄養表示に関する規制	EEC指令第90/496号(90年6月10日付)	03/120/EC, 03/1882/EC
79/112/EECの対象とならない食品表示に関する規制	EC指令第94/54号(94年11月23日付)	96/21/E, 04/77/EC

### ③食品添加物の表示

小売、卸売段階で「食品添加物」として販売される商品の表示義務については以下のような指令がある。

規制の対象	指令	修正
食品添加物の表示に関する規制	EEC指令第89/107号(89年2月11日付)	94/34/EC 03/1882/EC

### ④製造ロットの表示

EUにおいては全ての食料品に製造ロット番号を付けることが義務付けられている。

規制の対象	指令	修正
食品の商品番号に関する規制	EEC指令第89/396号(89年6月30日付)	91/238/EEC 92/11/EEC

### ⑤重・容量表示

食品の重・容量に関する表示については、以下の指令によって製品の重量表示義務が定められている。

規制の対象	指令	修正
重・容量の単位に関する規制	EEC指令第89/617号(89年12月7日付)	
容量表示の統一に関する規制	EEC指令第75/106号(74年12月19日付)	78/891/EEC 79/1005/EEC 85/10/EEC 88/316/EEC 89/676/EEC, 103T
重量表示の統一に関する規制	EEC指令第76/211号(76年1月20日付)	78/891/EEC

### ⑥その他の個別食品の表示

このほか、個別食品ごとに、その食品特有の表示(しばしば原材料の定義と密接な関係がある)に関する規制を含む多数の指令が出されている。これらのうち、表示に関する規制を含む指令を幾つか具体的に紹介すると以下のとおり。

規制の対象	指令	修正
冷凍食品に関する規制	EEC指令第89/108号(89年12月21日付)	194N, 103T, 03/1882/EC
特別食製品に関する規制	EEC指令第89/398号(89年5月3日付)	96/84/EC, 99/41/EC

### ●流通上の制度

輸入品の販売に関する制度

- ① EU規則178/2002「食品法の一般原則と必要条件の規定、欧州食品安全庁の設立 食品安全に関する手続を行う欧州議会と理事会の2002年1月28日付規則
- ② 水産物の販売については、水産物取扱いを含む職業適格証(CAP)、職業教育免状(BEP)を取得したものおよび水産物販売の業務を最低3年間行ったものにかぎり販売有資格者としての資格が与えられる。